



社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

トピックス！ 令和5年4月より雇用保険料率が引き上げ改定となります！

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率が以下のとおり決定となりました。失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。

＜令和5年度の雇用保険料率＞
（赤字は変更部分）

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

■いつの給与計算から適用となるのか？

それでは、いつの分の給与計算から変更したらよいのでしょうか。

変更のタイミングは、「4月1日以降最初に到来する締日より支払いされる給与」からとなります。

つまり、**4月1日以降最初に到来する締日より支給される給与**からとなります。

給与締日が4月1日より先か後かで、新保険料率を使用するタイミングの判断ができます。

給与計算の締め日／支払い日	どちらの保険料率で計算するか
月末締め／翌月払い	4月支払分の給与計算まで 旧保険料率
当月締め／当月払い	4月支払分の給与計算から 新保険料率

＜具体例＞

●3/1～3/31締め、4/20払の場合 ⇒ 3/31に支払いが確定したので**旧保険料率**で計算

●3/21～4/20締め、4/30払の場合 ⇒ 4/20に支払いが確定したので**新保険料率**で計算

このように、賃金締日が改定日前後いずれかにあるかにより、雇用保険料率を変更する時期が決まります。

賃金支払日だけで判断しないよう注意が必要です。

給与計算ソフトによっては、自動で料率に変更されるものもありますが、賃金締切日を基準にして変更となることがポイントです。



マンスリーピックアップ

「年収の壁」「児童手当」

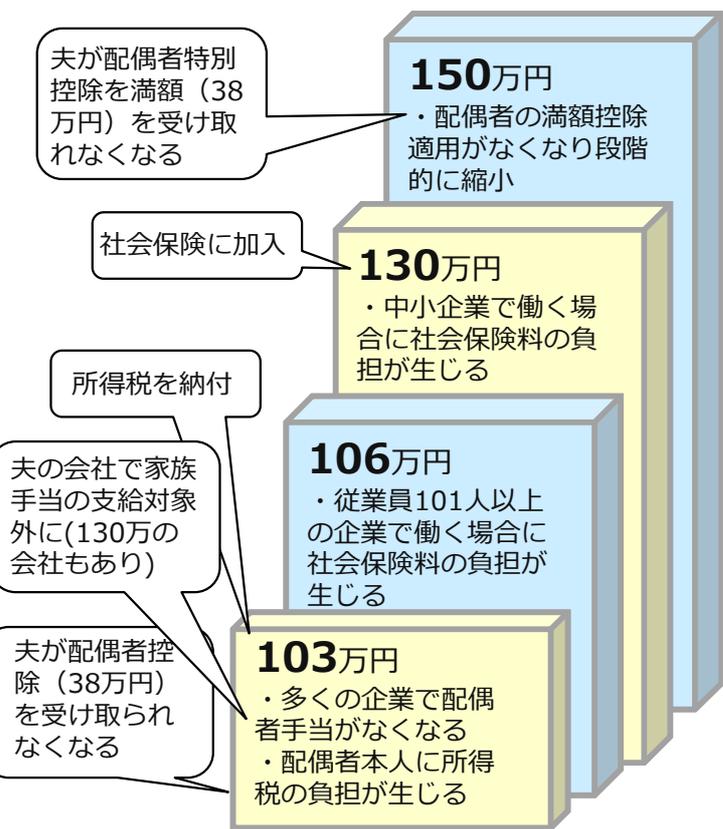
制度見直しへ

2月2日の日経新聞に岸田総理が一定の所得を超えると税や社会保険料が発生する「年収の壁」について、制度を見直しを検討するとの記事が掲載されました。

「年収の壁」とは、基準額を超えると世帯の手取りに影響を及ぼす額面年収の水準で、主にパートで働く主婦（夫）らが対象です。

主な壁としては以下の4つです。

- ①所得税が発生する103万円の壁
 - ②一定の条件を満たすと社会保険に加入しなければならない106万円の壁
 - ③配偶者の扶養を外れて自ら社会保険料を払う130万円の壁
 - ④配偶者特別控除が減り始める150万の壁
- 中でも影響が大きいのは「106万円の壁」と「130万円の壁」で、働きすぎて超えてしまうと逆に手取りが大幅に減ってしまうという性質があります。



年収の壁

また、約100万円ぐらいから住民税がかかり、201万円まで配偶者特別控除がゼロになります。

厚労省の「2021年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」によると、配偶者がいる女性パートの2割が就業調整をしているとのこと。その理由として、5割が「103万円超えて自分に税金が発生」、「配偶者特別控除などの縮小」が36%という結果でした。

「年収の壁」とは、配偶者の社会保険上の「扶養」に入るパートなどの労働者が、一定の年収を超えると手取り額が減ってしまう事を言います。

では、103万円を超えると手取り減が起こるのでしょうか。

103万円を超えるとパート本人に所得税がかかりますが、この水準では税率が低く、仮に収入が104万円と1万円増えたとしても所得税は500円増えるだけで、大半は手元に残ります。125万円でも、所得税は11,000円となり、トータルで考えれば世帯収入の増加につながります。

106万円の壁に該当しない社会保険未加入者は手取り減は起きません。

税の壁を超えると手取りが減るとの誤解から就業調整する人が多いゾーンと言えます。

103万円の壁で影響が多いのが、配偶者（主に夫）の会社で支給される家族手当（または扶養手当）です。この手当は家族をもつ従業員に対して企業が支給する手当のことで、その多くに103万円という所得制限を設けています。

つまり、手取り減に大きく影響を受けるのは、家族手当と社会保険の加入の有無というところとなります。

ところで政府は岸田首相が掲げる「異次元の少子化対策」の具体策をまとめた「たたき台」を発表しました。子育て世帯を支援するため、児童手当の所得制限を撤廃。多子世帯への住宅ローン軽減や、保育サービスを拡充する「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設を盛り込みました。

児童手当は3歳未満の子ども1人につき月1万5千円、3歳～小学生は1万円（第3子以降は1万5千円）、中学生は1万円が原則支給されます。児童手当の所得制限は、扶養親族等の数により限度額が決まります。子の人数以外に103万円以下の配偶者が含まれます。実はこの児童手当にも壁が存在しているのです！



3月の終わりに子供の部活の顧問の先生が異動になってしまいました。その先生は大学を卒業して初めて受け持つのがバレー部の顧問でした。厳しいコーチと子供達の間に入り、子供達によき相談相手でもあり心の拠り所でもありました。先生にとって最後の試合、保護者全員が見守る中、コート内外の選手全員から励まし声、盛上げる声で溢れ返りました。先生がずっと望んでいた「勝ちたい気持ち」を見せる試合を選手達が実現させたのでした。春は色々な出会いや別れがある季節でもあります。人との出会いは必ず何か意味があり、人生の宝物でもあります。別れがあることで初めて気づくことかもしれません。だからこそ、今改めて、

周りにいる全ての人に感謝し、新しい気持ちでこれからの日々を送りたいと思いました。(五味八重)

